



福岡医発第 2178 号 (地)

令和 5 年 11 月 29 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 蓮 澤 浩 明

(公 印 省 略)

福岡県地域医療勤務環境改善支援事業費補助金について

標記の件につきまして、福岡県保健医療介護部医療指導課より別添のとおり連絡がありました。

令和 6 年 4 月から医師の時間外労働の上限規制（医師の働き方改革）が始まりますが、福岡県では、勤務医の労働時間短縮を図るため、労働時間短縮のための計画を策定し、勤務環境改善の体制整備に取り組む下記対象医療機関に助成が行われます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員へ周知方よろしくお願いいたします。

なお、県内の全病院及び有床診療所には、福岡県保健医療介護部医療指導課より直接案内が送付されていることを申し添えます。

記

1. 対象医療機関

地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境の改善に取り組んでいる次の①～③に該当する医療機関（詳細は交付要綱をご確認ください。）

- ① 月の時間外・休日労働が 80 時間を超える医師を雇用している若しくは雇用を予定している医療機関
- ② 他の医療機関へ医師派遣を行うことによって当該派遣される医師の労働時間が、やむを得ず長時間となる医療機関
- ③ ②の派遣医師を受け入れる医療機関

2. 提出期限 令和 5 年 12 月 27 日（水） ※必着

3. 提出方法 郵送

4. 提 出 先 〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7
福岡県保健医療介護部医療指導課
医師・看護職員確保対策室 前原宛

5. 必要書類 下記 URL をご確認ください。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kinmukankyo-ishi-hojoyokin.html>

公印省略

5 医指第1806号
令和5年11月20日

公益社団法人福岡県医師会長
公益社団法人福岡県病院協会
一般社団法人福岡県私設病院協会
一般社団法人福岡県精神科病院協会
一般社団法人福岡県医療法人協会
福岡県有床診療所協議会
公益社団法人福岡県看護協会

殿

福岡県保健医療介護部長
(医 療 指 導 課)

福岡県地域医療勤務環境改善支援事業費補助金について（周知）

本県の保健医療行政の推進につきましては、平素より多大なるご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、別添のとおり県内医療機関に送付しますので、あらかじめお知らせいたします。

【問い合わせ先】

福岡県保健医療介護部医療指導課
医師・看護職員確保対策室
医師確保係 前原

TEL 092-643-3330
FAX 092-643-3277

公印省略

5医指第1806号

令和5年11月24日

各医療機関の長 殿

福岡県保健医療介護部医療指導課

医師・看護職員確保対策室長

令和5年度福岡県地域医療勤務環境改善支援事業費補助金の交付申請について（周知）

本県の保健医療行政の推進につきましては、平素より多大なるご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記補助事業について、交付申請のご案内です。

つきましては、申請を希望される医療機関は、必要書類を下記担当者までご提出くださいますようお願いいたします。なお、交付要綱及び様式につきましては、以下のHPに掲載しておりますので、ダウンロードしてご活用ください。

記

- 1 提出書類 交付申請書（様式第1号）、別紙1-1～1-4及び添付資料
- 2 提出期限 令和5年12月27日（水） ※必着
- 3 提出部数 1部
- 4 提出方法 郵送
- 5 提出先 〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7
福岡県保健医療介護部医療指導課 医師・看護職員確保対策室 前原宛

4 交付要綱及び様式について

交付要綱、提出書類の様式等につきましては、下記ホームページに掲載しておりますので、ダウンロードしてご活用ください。

（検索ワード：福岡県 勤務環境 改善 補助金）

【 <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kinmukankyo-ishi-hojyokin.html> 】

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7

福岡県保健医療介護部医療指導課

医師・看護職員確保対策室 医師確保係 前原

電 話：092-643-3330 FAX：092-643-3277

E-mail：ishikango@pref.fukuoka.lg.jp

令和5年度福岡県地域医療勤務環境改善支援 事業費補助金のご案内

令和6年4月から医師の時間外労働の上限規制(医師の働き方改革)が始まります。医師が健康に働き続けることのできる環境を整備することは、持続可能な医療提供体制を維持していく上で大変重要です。

福岡県では、勤務医の労働時間短縮を図るため、労働時間短縮のための計画を策定し、勤務環境改善の体制整備に取り組む医療機関に対する助成を行います。

令和5年度補助金 申請期限 令和5年12月27日(水)

交付要綱、提出書類の様式、記載例等につきましては、県ホームページ(下記URL)に掲載しておりますので、ダウンロードしてご活用ください。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kinmukankyo-ishi-hojyokin.html>

補助金スキーム

都道府県

申請 ↑ ↓ 補助

【対象医療機関】(詳細は交付要綱をご確認ください)

地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境の改善に取り組んでいる次の①～③に該当する医療機関(ただし令和2年度新設された診療報酬における「地域医療体制確保加算」を取得している医療機関は対象外です)

- ① 月の時間外・休日労働が80時間を超える医師を雇用している若しくは雇用を予定している医療機関
- ② 他の医療機関へ医師派遣を行うことによって当該派遣される医師の労働時間が、やむを得ず長時間となる医療機関
- ③ ②の派遣医師を受け入れる医療機関【R5新規】

【対象となる経費】(厚生労働省広報用資料もご参考ください)

医療機関毎に作成いただいた「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」に基づく、総合的な取組に要する経費に対して補助を行います。

<総合的な取組の例>

- ・勤務間インターバルや連続勤務時間制限の適切な設定
- ・複数主治医制や短時間勤務等多様な働き方の推進
- ・タスクシフト、タスクシェアの推進
- ・これらに類する医師の業務見直しによる労働時間短縮に向けた取り組み

【基準額】

・最大使用病床数(療養病床を除く)×133千円

(20床未満の場合は、20床として算定)

※補助額は予算の範囲内での交付となります。

お問い合わせ先

福岡県 保健医療介護部 医療指導課 医師・看護職員確保対策室 医師確保係

TEL:092-643-3330 E-mail:ishikango@pref.fukuoka.lg.jp

福岡県地域医療勤務環境改善支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡県地域医療勤務環境改善支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、地域での医療提供体制を確保しつつ、医師の労働時間短縮を進めていくために、特に勤務医が働きやすく働きがいのある職場づくりに向けて、他職種も含めた医療機関全体の効率化や勤務環境改善の取組みを進めていくことを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において「地域医療勤務環境改善支援事業」（以下「補助事業」という。）とは、地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境の改善に取り組んでいると知事が認める医療機関において、当該医療機関が作成した「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」に基づく取組を総合的に実施する事業をいう。

2 この要綱において「事業者」とは、県内の病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院）及び診療所（同法第1条の5第2項に規定する診療所）の開設者をいう（但し、診療報酬の地域医療体制確保加算を取得している者を除く。）

3 この要綱において「特別な役割」がある医療機関とは、次のいずれかを満たす医療機関をいう。

(1) 救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で1,000件以上2,000件未満であり、2次救急又は3次救急を提供する医療機関

(2) 救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で1,000件未満の医療機関のうち、次のいずれかに当てはまる医療機関

ア 夜間・休日・時間外入院件数が、年間で500件以上であり、2次救急又は3次救急を提供する医療機関

イ 離島、へき地等で、同一医療圏に他に救急対応可能な医療機関が存在しないなど、特別な理由の存在する医療機関

(3) 地域医療の確保に必要な医療機関であって、次のいずれかに当てはまる医療機関

ア 周産期医療、小児救急医療機関、精神科救急等、公共性と不確実性が強く働く医療を提供している場合

イ 脳卒中や心筋梗塞等の心血管疾患の急性期医療を担う医療機関であって一定の実績と役割がある場合など、5疾病5事業で重要な医療を提供している場合

(4) その他在宅医療において特に積極的な役割を担う、次のいずれかに当てはまる医療機関

ア 機能強化型在宅療養支援診療所の単独型

イ 機能強化型在宅療養支援病院の単独型

4 この要綱において「過酷な勤務環境の改善に取り組んでいる」医療機関とは、次に掲げる要件を全て満たす医療機関をいう。

(1) 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善のため、勤務医の勤務状況の把握とその改善の必要性等について提言するための責任者を配置していること。

(2) 月の時間外・休日労働が 80 時間を超える医師を雇用している若しくは雇用を予定している医療機関で、労働基準法第 36 条に規定される労働組合若しくは労働者の代表と結ぶ協定（以下「36 協定」という。）において全員又は一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が 960 時間を超えていること又は全員若しくは一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が 960 時間を超えた 36 協定の締結に向けた見直しを予定若しくは検討していること。

ただし、他の医療機関へ医師派遣を行うことによって当該派遣される医師の労働時間が、やむを得ず長時間となる医療機関及び当該派遣医師を受け入れる医療機関については、年の時間外・休日労働時間の上限が 960 時間を超えた 36 協定の締結や締結の検討を行うことについての要件は適用しない。

※ 派遣受入医療機関においては、様式 2「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制」の(1)イ(オ)に派遣元となる医療機関名を記載すること。

(3) 2024 年までに、「令和 2 年 12 月 22 日付 医師の働き方改革の推進に関する検討会 中間とりまとめ」において定める地域医療確保暫定特例水準（以下、「B・連携 B 水準」という。）指定を予定している医療機関（B・連携 B 水準医療機関に求められる条件を満たす医療機関に限る。）については、B・連携 B 水準の対象となる業務に従事する医師の、年の時間外・休日労働時間が 1,860 時間以下、それ以外の医師の年の時間外・休日労働時間が 960 時間以下、前記以外の医療機関については、年の時間外・休日労働時間が 960 時間以下となるよう次のア・イに留意し、当該保険医療機関内に多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を設置し、「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」を作成していること。また、当該委員会等は、当該計画の達成状況の評価を行う際、その他適宜必要に応じて開催されていること。

ア 現状の勤務医の勤務状況等を把握し、問題点を抽出したうえで、具体的な取り組み内容と目標達成年次等を含めた恒久的な勤務医の負担軽減及び処遇の改善に資する計画とするとともに、定期的に評価し、見直しを行うこと。

イ 計画の作成に当たっては、次に掲げるア～キの項目を検討した上で、必要な事項を記載すること。

(ア) 医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担の具体的内容（例えば、初診時の予診の実施、静脈採血等の実施、入院の説明の実施、検査手順の説明の実施、服薬指導など）

(イ) 勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施

(ウ) 前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間の一定時間の休息時間の確保（勤務間イ

ンターバル)

(エ) 予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮

(オ) 当直翌日の業務内容に対する配慮

(カ) 交替勤務制・複数主治医制の実施

(キ) 育児・介護休業法第 23 条第 1 項、同条第 3 項又は同法第 24 条の規定による措置を活用した短時間正規雇用医師の活用

(4) 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項を当該医療機関内に掲示する等の方法で公開すること。

(交付の対象)

第 4 条 この補助金の交付対象となる事業者は、補助事業に取り組む事業者として知事が認める者とする。

2 前項の規定にかかわらず、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は補助の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団

(2) 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が役員となっている団体

(3) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者が役員となっている団体

(4) 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体

ア 暴力団員が事業主又は役員に就任している団体

イ 暴力団員が実質的に運営している団体

ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している団体

エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している団体

オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している団体

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している団体

3 補助金の交付の対象となる事業の実施期間は、補助金の交付決定の時期に関わらず、交付決定のあった日の属する年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までとする。

(補助対象経費及び基準額)

第 5 条 この補助金の交付の対象となる経費及び基準額は、別表に定めるとおりとする。

(交付額の算定方法)

第 6 条 この補助金の交付額は、次により算出した額の合計額を交付額とする。ただし、算出した額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 資産の形成に繋がると知事が認める事業については、以下のとおりとする。

ア 補助事業を実施するために必要な医療機器等の整備に対する補助金

イ 別表の第 1 欄に定める基準額に対象経費の支出額の総額に占める当該事業の対象経

費の支出額の割合を乗じた額と第2欄に定める対象経費のうち当該事業の対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

ウ イにより選定された額と当該事業に係る総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額を交付額とする。

(2) その他の事業については、以下のとおりとする。

ア 補助事業を実施するために必要な経費のうち前項に該当する経費以外の支出に対する補助金

イ 別表の第1欄に定める基準額に対象経費の支出額の総額に占める当該事業の対象経費の支出額の割合を乗じた額と第2欄に定める対象経費のうち当該事業の対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

ウ イにより選定された額と当該事業に係る総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。

(申請手続)

第7条 この補助金の交付の申請は、様式第1号による申請書を知事に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

第8条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、あらかじめ知事に協議の上、様式第2号により行わなければならない。

(交付の条件)

第9条 知事は、この補助金の交付の決定に当たって、次の条件を付するものとする。

(1) 事業に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けること。

(2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けること。

(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。

(4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

(5) 事業に係る収入及び支出について証拠書類を整理し、事業完了後(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日の属する年度の終了後)5年間保管しておかなければならないこと。

(6) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けないこと。

(7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、様式第3号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月

30日までに知事に報告しなければならないこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(概算払の請求)

第10条 事業者が補助金の概算払を受けようとするときは、様式第4号により知事に請求しなければならない。

2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の全部又は一部について概算払をするものとする

(実績報告)

第11条 この補助金の事業実績報告は、事業完了後1カ月以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第5号による報告書を知事に提出して行わなければならない。

(その他)

第12条 この要綱で定めるもののほか、本要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別途定める。

別表（第5条関係）

	1 基準額	2 対象経費	3 補助率
地域医療勤務 環境改善支援 事業	病床機能報告により県へ報告している最大使用病床数（療養病床を除く。精神科救急を根拠とする医療機関の場合は病床機能報告における同時点での精神科病床の最大使用病床数とする。）に133千円を乗じて得た額とする。 ただし報告している病床数が20床未満の場合は20床として算定する。	地域医療勤務環境改善支援事業に要する経費	2対象経費のうち、資産の形成に繋がると知事が認める事業は4分の3、その他の事業は10分の10とする。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 9 日から施行し、令和 2 年度から令和 4 年度の補助金まで適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 1 月 1 8 日から施行し、令和 2 年度から令和 4 年度の補助金まで適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 1 4 日から施行し、改正後の福岡県地域医療勤務環境改善支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和 3 年度から令和 5 年度の補助金まで適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 3 月 2 7 日から施行し、改正後の福岡県地域医療勤務環境改善支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和 3 年度から令和 5 年度の補助金まで適用する。

附 則

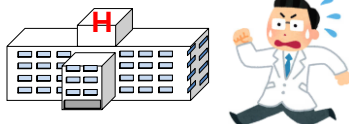
この要綱は、令和 5 年 1 1 月 1 7 日から施行し、改正後の福岡県地域医療勤務環境改善支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和 5 年度の補助金から適用する。

勤務医の労働時間短縮を図るため、労働時間短縮のための計画を策定し、勤務環境改善の体制整備に取り組む医療機関に対する助成を行う。(医療機関が行う事業に対し都道府県が補助を実施)

勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

1. 補助の対象となる医療機関

地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると都道府県知事が認める医療機関。



＜具体的要件（いずれかを満たす）＞

※診療報酬上の「地域医療体制確保加算」を取得している医療機関は補助対象外。

- ①救急用の自動車等による搬送件数が年間1000件以上2000件未満
- ②救急搬送件数が年間1000件未満のうち、
 - ・夜間・休日・時間外入院件数が年間500件以上で地域医療に特別な役割がある医療機関
 - ・離島、へき地等で同一医療圏内に他に救急対応可能な医療機関が存在しない等、特別な理由の存在する医療機関
- ③地域医療の確保に必要な医療機関であって、
 - ・周産期医療、精神科救急等、公共性と不確実性が強く働く医療を提供している医療機関
 - ・脳卒中や心筋梗塞等の急性期医療を担う医療機関で、一定の実績を有するなど、5疾病5事業で重要な医療を提供している医療機関
- ④在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関

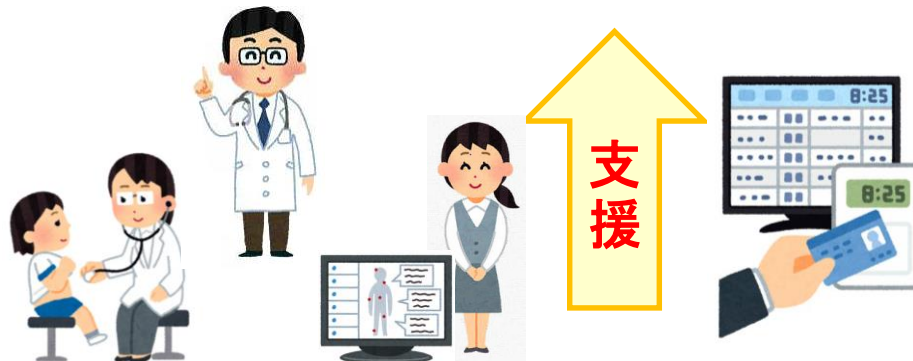
2. 交付の要件 ※B水準・連携B水準相当（派遣先は労働時間を通算し以下の要件を満たせば可）

月の時間外・休日労働時間が80時間を超える医師を雇用（雇用予定含む）している医療機関で、年間の時間外・休日労働時間が960時間を超える36協定を締結している若しくは締結を予定していること。

医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組

医療機関において医師の労働時間短縮計画を策定し、勤務環境改善の体制整備として次のような取組を総合的に実施

- ・勤務間インターバルや連続勤務時間制限の適切な設定
- ・当直明けの勤務負担の緩和
- ・複数主治医制の導入
- ・女性医師等に対する短時間勤務等多様で柔軟な働き方を推進
- ・タスク・シフティング、タスク・シェアリングの推進
- ・これらに類する医師の業務見直しによる労働時間短縮に向けた取組



3. 補助対象経費

上記の総合的な取組に要する経費をパッケージとして補助。

4. 補助基準額

最大使用病床数 × 133千円

※20床未満の場合は20床として算定。

「勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業」の活用事例とポイント



補助は **何** に使えるの？
働き方改革を推進するのにもっと **資金** が必要！
問合せ はどこに行けばいいの？

そんなあなたのために
お答えします。



補助対象経費 の これまでの活用事例

以下の活用事例は、医師の労働時間短縮を強力に進めていくために、働きやすく働きがいのある職場づくりに向けて医療機関全体の効率化や勤務環境改善の取組みとして、**これまでに活用された事例をご紹介します。**



人材確保に関する経費

- ・タスク・シフト／シェアに係る新規雇用費
- ・複数主治医制の導入経費
 - ✓ 日直・当直明けの勤務医新規雇用
 - ✓ 勤務医の新規雇用
 - ✓ 夜勤勤務医の新規雇用
- ・医師事務作業補助者等（診療報酬の加算とならない範囲）の確保経費 等



ICT機器、設備費等

時短に資するものであれば医療機器も可

- ・患者説明用のタブレット端末、AI問診システム等の初期購入費
- ・画像診断システム、画像ファイリングシステムの導入に係る費用
- ・WEB会議システムの構築費
- ・医師当直室及び休憩室の改修整備 等



勤怠管理関係機器

- ・勤怠管理システム（タイムカード、ビーコンシステム等）の導入・連携に係る経費
- ・勤怠管理システムと連携したスマートフォン等の備品購入費
- ・勤怠管理システムと電子カルテとの連携費 等



委託費、その他

- ・職員の意識改革に資する研修事業費、各職能団体実施の研修受講料
- ・タスク・シフト達成のため、医療勤務環境改善のためのコンサルタント、人事制度等のアドバイザー（社会保険労務士）の業務委託費 等

資産につながる経費は事業者負担を求めます

ポイント

■ 補助算定方法について

病床数 × **133,000円** が補助基準（上限）額 *病床機能報告における最大使用病床数
（例：300床の病院の場合、約3,900万円が補助基準（上限）額）

■ 補助の対象となる医療機関について

年間の救急搬送件数が2,000件未満であって、時間外・休日労働時間が年960時間超え（派遣先は通算）又はその予定がある勤務医がいる医療機関のうち、一定の要件を満たす医療機関。（詳細は各都道府県の補助交付要綱をご確認ください。）
留意点：診療報酬上の「地域医療体制確保加算」を取得している医療機関は補助対象外。

■ 問合せ先

（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/quality/）
補助事業の活用をご検討・ご相談の際は都道府県にお問合せください。



以上は、毎年各都道府県知事に発出する「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」の一部改正に記載されている地域医療介護総合確保基金管理運営要領の「勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業」の別記3のポイントを簡潔にまとめた内容です。留意点は、都道府県毎に補助交付要綱が異なりますので補助のご検討にあたっては、各都道府県で示されております補助交付要綱をご確認ください。